

諮問日：令和元年9月24日（令和元年度（最情）諮問第43号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（最情）答申第10号）

件名：平成30年度予算書における家庭裁判所の首席家裁調査官の級及び人数が分かる文書の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成30年度予算書における首席家裁調査官の級につき、10級2人がどの家裁であり、9級22人がどの家裁であり、8級16人がどの家裁であり、7級3人がどの家裁であるかが分かる文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた文書（以下「本件対象文書」という。）の全部が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書に記載されている内容は、極めて機密性の高い性質のものであるところ、文書の分量や体裁を含めて、これを明らかにすると、これを知った者に無用な憶測を生じさせたり、これを知った者から昇格実施や配置換えに向けた不当な働きかけがされることが容易に想定され、人事管理の公平性が担保さ

れないなど、職務の困難性や責任の度合いに応じた適材適所の人員配置を行うとともに、級別定数の範囲内で適任者を昇格・昇任させるという今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上を踏まえ、本件対象文書は、全体として法5条6号ニに定める不開示情報に相当することから、不開示とした。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年9月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年1月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、本件開示の申出に係る記載を含む文書であると認められる。そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本件対象文書は、職務の困難性や責任の度合いに応じた適材適所の人員配置を行うとともに、級別定数の範囲内で適任者を昇格・昇任させるという観点をも踏まえて作成され、そこに記載された情報は、人事事務を担当するごく一部の者のみ取り扱い、厳重に管理しているとのことであり、本件対象文書は極めて機密性の高い性質のものであるといえる。これらの事情を踏まえて検討すれば、本件対象文書については、その分量や体裁を含め、これを明らかにすると、これを知った者に無用の憶測を生じさせたり、あるいは、これを知った者から昇格実施や配置換に向けた不当な働きかけがされたりすることが容易に想定されるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そうすると、人事管理に係る事務の性質上、本件対象文書については、その全体について、これを公にすると、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑

な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書は、全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象文書は全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子